

○新潟県中東福祉事務組合情報公開条例

平成 29 年 3 月 3 日組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、何人にも新潟県中東福祉事務組合情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市情報公開条例(平成 18 年五泉市条例第 17 号)の規定をこの組合の条例として準用して適用する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。